

No.	名称	所在地	所有者 管理者	指定年月日
9	姥ヶ懐古墳	長地横川字丸山 5448-1	個人	昭和 55. 5. 9
10	横川山の割り石と泣き石伝説	横川山 10016-1 番地	東堀区と旧平野村 の10ヶ区	平成 14. 5. 2
11	川岸天竜河畔 諏訪明神入諏伝説の地	川岸上一丁目 113-1	三 沢 区	平成 16. 3. 30

(9) 天然記念物

No.	名称	所在地	所有者 管理者	指定年月日
1	小坂観音院 柏槇の大樹	湊四丁目 15-22	龍光山観音院	昭和 42. 3. 6
2	神の木	長地御所二丁目 5	東 堀 区	〃
3	昌福寺の枝垂桜の大樹	川岸東四丁目 16-5	昌 福 寺	〃
4	出早雄小萩神社の社叢	長地出早二丁目 2-22	中屋・中村・横川区	昭和 49. 10. 18
5	小口賀茂神社のアオナシ	銀座一丁目 5	小 口 区	昭和 59. 12. 6
6	今井家のカツラ	今井 1832	個人	〃
7	毘沙門堂のスギ	川岸西二丁目 7	新 倉 区	〃
8	駒沢諏訪社のサワラ	川岸東四丁目 15-22	駒 沢 区	〃
9	小坂観音院寺叢	湊四丁目 15-22	龍光山観音院	〃
10	小坂観音院ブッポウソウ繁殖地	湊四丁目 15-22	龍光山観音院	〃
11	小坂中村地籍のシダレザクラ	湊四丁目 11	小坂・有賀・花岡・ 藤森の姓代表	平成 2. 4. 10
12	船魂社のシダレザクラ	湊三丁目 3	湊 第 五 町 内 会	〃
13	鎮社のサワラ	長地鎮二丁目 19-18	中 屋 区	〃
14	駒沢諏訪社のケンポナシ	川岸東四丁目 15-22	駒 沢 区	平成 5. 2. 25
15	新倉十五社のケンポナシ	川岸中二丁目 24-21	新 倉 区	〃
16	小井川賀茂神社のハリギリ	加茂町三丁目 6-8	小井川賀茂神社	〃
17	育恩堂のシダレザクラ	山手町一丁目 3-7	育 恩 堂 教 会	平成 8. 2. 26
18	今井家のカキノキ	今井 1250	個人	平成 17. 2. 24

岡谷市指定文化財

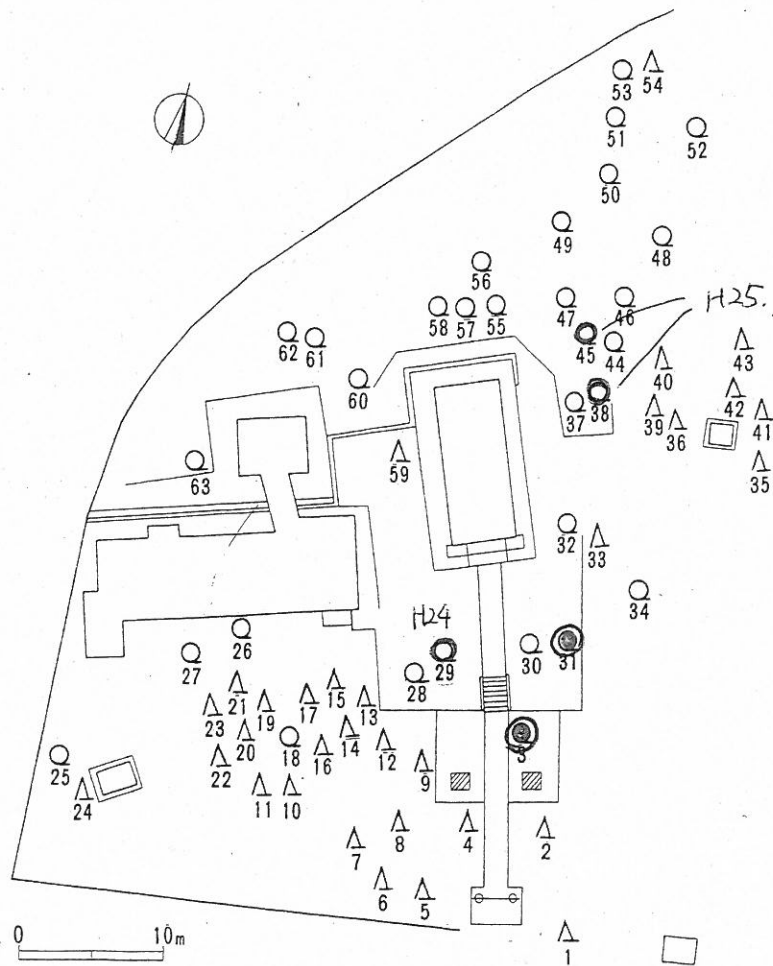
「新倉十五社のケンポナシ」指定及び解除の経過

番号	期 日	内 容	備考
1	平成 5 年 2 月 25 日	岡谷市指定文化財指定 (駒沢諏訪社のケンポナシ、小井川 賀茂のハリギリと同時指定)	
2	平成 18 年	文化財保護補助金 (枝伐採) 補助額 32,000 円	
3	平成 19 年	文化財保護補助金 補助額 42,000 円	
4	平成 23 年	文化財保護補助金 (枯れ枝の伐採) 補助額 27,000 円	
5	平成 24 年 10 月 1 日	5 本の内 1 本を指定解除 (枯死) 文化財保護条例第 3 2 条第 1 項	残 1 本
6	平成 25 年	5 本の内 2 本を指定解除 文化財保護条例第 3 2 条第 1 項	残 2 本
7	平成 27 年 6 月 16 日	「緑のコンサルタント事業」 専門樹木医による診断・市同	報告 別紙
8	平成 27 年 8 月初旬	新倉区より相談あり 伐採費用負担について区長会要望あり	
9	平成 27 年 8 月 8 日	新倉区長より指定解除の申出あり	
	(以下予定)		
	平成 27 年 8 月中旬	文化財保護審議会諮問	
	8 月下旬	同 答 申	
	平成 27 年 9 月初旬	定例教育委員会にて決定	残 0 本
	同	文化財指定解除の告示及び通知	
	平成 27 年 9 月中旬	新倉区による伐採	

No.	植物名	科	周 ^{cm}	高 ^m	No.	植物名	科	周 ^{cm}	高 ^m	No.	植物名	科	周 ^{cm}	高 ^m
37	ケヤキ	ニレ	81		57	ケヤキ	ニレ	115 114	2又	77	ケヤキ	ニレ	164	
38	"	"	79		58	イチヨウ	イチヨウ	45		78	"	"	75	
39	イチイ	イチイ	59		59	スギ	スギ	148		79	"	"	201	
40	"	"	56		60	クマシデ	カバノキ	68	9	80	"	"	97	
41	ケヤキ	ニレ	250		61	ツガ	マツ	66		81	イチイ	イチイ	47	
42	"	"	365		62	イチイ	イチイ	69		82	ケヤキ	ニレ	105 86	2又
43	"	"	46 63	2又	63	"	"	46		83	イチイ	イチイ	50	
44	"	"	39		64	"	"	52		84	ケヤキ	ニレ	140	
45	"	"	131 127	2本 株立	65	ケヤキ	ニレ	184		85	ヒノキ	ヒノキ	61	
46	"	"	81 110	3本 株立	66	"	"	108		86	ケヤキ	ニレ	56	
47	ドイツウヒ	マツ	97		67	サワラ	ヒノキ	86		87	ヒノキ	ヒノキ	74	
48	イチイ	イチイ	40		68	ケヤキ	ニレ	186		88	イチイ	イチイ	54	
49	ケヤキ	ニレ	129		69	イチイ	イチイ	62		89	ケヤキ	ニレ	48	
50	イチイ	イチイ	52		70	"	"	55		90	"	"	36 42	2又
51	コブシ	モクレン	262	20	71	サワラ	ヒノキ	70		91	イチイ	イチイ	56	
52	サワラ	ヒノキ	99		72	イチイ	イチイ	94		92	ケヤキ	ニレ	427	
53	イチイ	イチイ	53		73	"	"	57		93	"	"	283	
54	"	"	83		74	ウラジロ	モミ	マツ	59	94	イチイ	イチイ	88	
55	"	"		3又	75	イチイ	イチイ	45		95	ソヨゴ	モチノキ		株立
56	スギ	スギ	176		76	ケヤキ	ニレ	110	2又	96	"	"		"

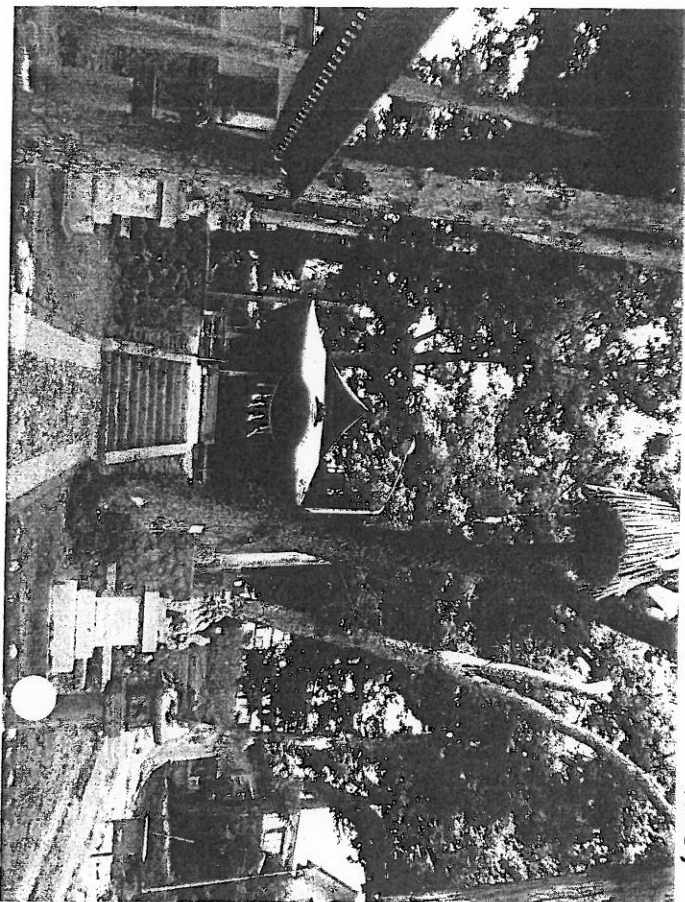
(8) 新倉十五社

No.	植物名	科	周 ^{cm}	高 ^m
1	スギ	スギ	177	
2	サワラ	ヒノキ	169	
3	ケンボナシ	クロウメモドキ	218	
4	スギ	スギ	123	
5	"	"	131	
6	"	"	91	
7	"	"	94	
8	"	"	76	
9	"	"	86	
10	"	"	94	
11	"	"	92	
12	サワラ	ヒノキ	48	
13	スギ	スギ	74	
14	"	"	51	
15	"	"	96	
16	"	"	51	
17	"	"	72	
18	ケヤキ	ニレ	360	
19	"	"	185	
20	スギ	スギ	65	
21	"	"	94	
22	"	"	93	
23	"	"	74	
24	"	"	87	
25	ニガキ	ニガキ	142	
26	ケヤキ	ニレ	244	
27	"	"	261	
28	"	"	225	
29	ケンボナシ	クロウメモドキ	179	
30	ケヤキ	ニレ	267	



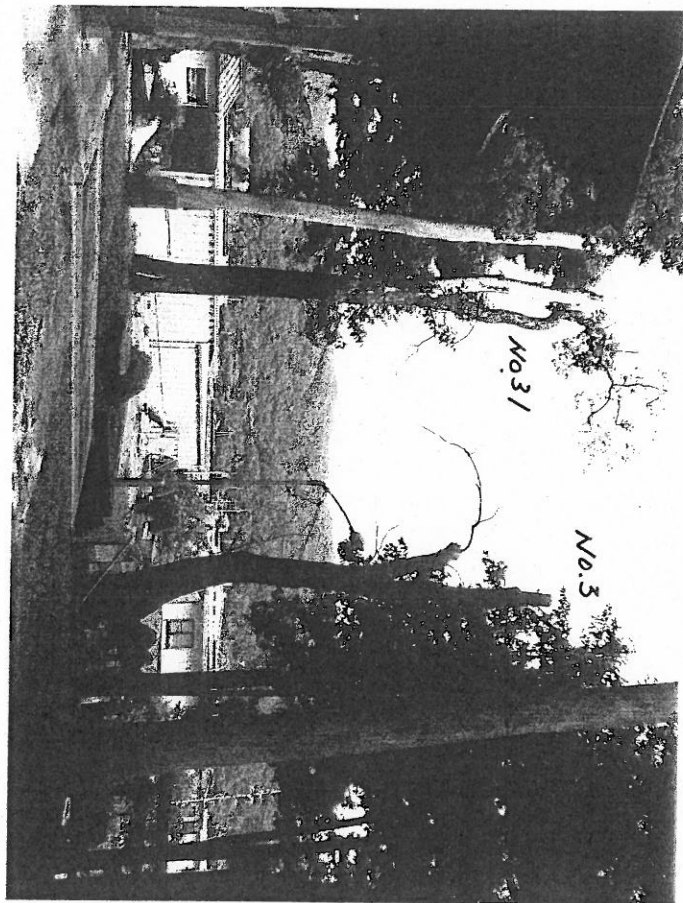
新倉十五社の社叢平面図 (1:600)

H24 伐採



No.3

No.3/



No.3/

No.3

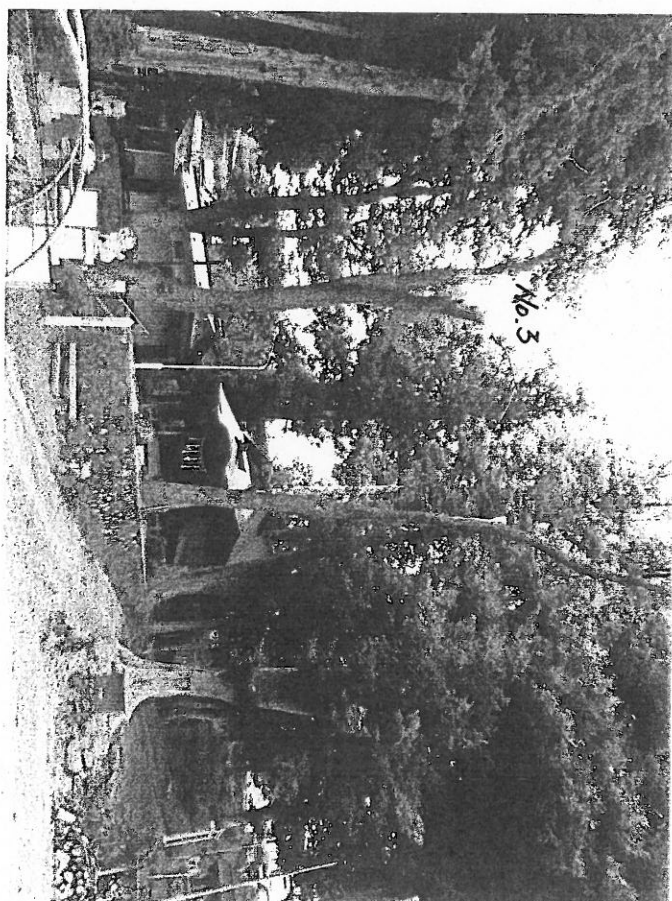
No.3



ケンボ
ナシ
(2004年4月)

岡谷市天然記念物
新倉十五社のケンボナシ

上 胸高の太さ 一・九二メートル
胸高の太さ 二・四六メートル
平成五年二月二十五日指定
岡谷市教育委員会
平成二十六年九月



No.3

No.3/

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第182条第2項の規定に基づき、法又は文化財保護条例(昭和50年長野県条例第44号。以下「県条例」という。)の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で、岡谷市(以下「市」という。)の区域内に存するものうち重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。

(平成17条例10・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において「文化財」とは、法第2条第1項第1号から第4号までに掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物をいう。

(財産権の尊重及び他の公益との調整)

第3条 岡谷市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

第2章 岡谷市指定有形文化財

(指定)

第4条 教育委員会は、市の区域内に存する有形文化財(法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたもの又は県条例第4条第1項の規定により長野県宝に指定されたものを除く。以下同じ。)のうち市にとって重要なものを岡谷市指定有形文化財(以下「指定有形文化財」という。)に指定することができる。

2 前項の規定による指定をしようとするときは、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者又は権原に基づく占有者(以下「所有者等」という。)の同意を得なければならない。ただし、所有者等が判明しない場合を除く。

3 第1項の規定による指定をしようとするときは、教育委員会は、あらかじめ、岡谷市文化財保護審議会に諮問しなければならない。

4 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該指定有形文化財の所有者等に通知して行うものとする。

5 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。

6 第1項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

(解除)

第5条 指定有形文化財が指定有形文化財としての価値を失ったときその他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 前条第3項から第5項までの規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

3 指定有形文化財について、法第27条第1項の規定による重要文化財の指定又は県条例第4条第1項の規定による長野県宝の指定があったときは、当該指定有形文化財の指定は解除されたものとする。

4 第1項及び前項の規定による指定の解除があったときは、所有者は、速やかに指定書を教育委員会に返付しなければならない。

(所有者等の管理義務及び管理責任者)

第6条 指定有形文化財の所有者等は、この条例並びにこれに基づく教育委員会規則

第5章 岡谷市指定史跡名勝天然記念物(指定)

第31条 教育委員会は、市の区域内に存する記念物(法第109条第1項の規定により史跡、名勝若しくは天然記念物に指定されたもの又は県条例第30条第1項の規定により長野県史跡、長野県名勝若しくは長野県天然記念物に指定されたものを除く。)のうち市にとって重要なものを岡谷市指定史跡、岡谷市指定名勝又は岡谷市指定天然記念物(以下「指定史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 第4条第2項から第5項までの規定は、前項の規定による指定について準用する。

(平成17条例10・一部改正)

(解除)

第32条 指定史跡名勝天然記念物が指定史跡名勝天然記念物としての価値を失ったときその他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 第4条第3項から第5項までの規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

3 指定史跡名勝天然記念物について法第109条第1項の規定による史跡、名勝若しくは天然記念物の指定又は県条例第30条第1項の規定による長野県史跡、長野県名勝若しくは長野県天然記念物の指定があったときは、当該指定史跡名勝天然記念物の指定は解除されたものとする。

(平成17条例10・一部改正)

(標識等の設置)

第33条 指定史跡名勝天然記念物の所有者等は、指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いさくその他の施設を設置するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、標識、説明板を設置することができる。

(土地の所在等の異動の届出)

第34条 指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、所有者等(第36条において準用する第6条第2項の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者)は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(現状変更等の制限)

第35条 指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

3 第1項の規定による許可を与える場合には、第14条第3項及び第4項の規定を準用する。

4 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第3項で準用する第14条第3項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けたものに対しては、市は、その通常生ずべき損失を補償する。

(準用規定)

第36条 第6条から第8条まで、第10条から第13条まで、第15条、第16条、第18条及び第19条第1項の規定は、指定史跡名勝天然記念物について準用する。この場合において、第10条から第12条まで、第15条及び第18条の規定中「修理」とあるのは「復旧」と読み替えるものとする。

平成27年8月24日

岡谷市教育委員会 殿

岡谷市文化財保護審議会
会長 宮坂 正博

岡谷市指定文化財について（答申）

平成27年8月11日付27教生第42号をもって諮問されました物件の岡谷市指定文化財の指定解除について、本審議会は慎重審議の結果、下記のとおり指定解除の答申を致します。

記

1. 解除

天然記念物

新倉十五社のケンポナシ

2本

理由 枯死又は枯死寸前の状況にあり「指定天然記念物としての価値を失っている」ため

（平成27年6月16日樹木医佐々木辰弘氏により、「2本の内1本は枯死し、もう1本も枯死寸前であり、樹木の腐朽が進み、腐食して倒れると人家への被害の恐れもあり切除してしまったほうが良い」と診断されている。）

文化財保護審議委員には、詳細な写真や資料(樹木医診断結果等)を見ていただいたり、各委員による現地調査等により以下の意見を頂いております。

委員氏名	今回の諮問に対する意見
宮坂 正博	ケンポナシの状況をみたが、樹木医の診断にもあるように1本は枯死しており、もう1本は葉が少し残っているが枯死寸前であり、幹の樹皮も剥がれてしまってきている。倒木の危険性も考えると指定解除は仕方がない。
小口 敏高	樹木医の診断によると、倒木の危険性があるようなので、所有者管理者の新倉区さんが、危険防止のため指定の解除を希望しているのであれば、指定解除は仕方がない。本殿の後ろに、ケンポナシの幼木が何本か育っているようなので、それを大事に育てていき、後世に伝えて欲しい。
小口 圭一	ケンポナシの状況を見る限り指定解除は仕方がないと思われます。
熊澤 祥吉	一般的に広葉樹は針葉樹に比べて、寿命が短いと言われている。また、周りの木に負けて日当たりが悪い条件になってしまったのだろう。今回の状況を見ると指定解除は仕方がない。
武居 薫	前回の解除のときに残っていた2本の状態は良くなく、大丈夫かなと心配していた。やはり枯れてしまいましたか。指定解除は仕方がないですね。
宮坂 春夫	自然のものなので枯れてしまったり、枯死寸前であれば仕方がない。神社の裏に幼木が育っているようなので、それを育てていってもらいたい。